

# 令和7年度 倉敷市中小企業者に係る 省エネルギー設備等導入促進事業補助金制度

倉敷市では、エネルギーの見える化を行い、省エネ診断に基づく省エネルギー設備・再生可能エネルギーシステム等を設置することで、エネルギーマネジメントを推進する本市内の中小企業者等に対し、補助金を交付します。

## 申請期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

## 昨年度からの変更点

- ✓ 補助対象事業要件である、「温室効果ガス削減効果」の条件を一部変更しました。
- ✓ 「温室効果ガス削減効果に関する診断書」の診断機関を変更しました。
- ✓ 太陽光発電システム及び蓄電池システムの導入に係る費用の補助率を変更しました。
- ✓ LED照明導入に係る費用は補助対象外としました。

## 補助対象者

次の全ての要件を満たす中小企業者（※）

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 申請する年度に、本市から補助金の交付を受けて省エネルギー設備を導入したこと又はする予定がないこと。
- (3) 市内に主たる事務所若しくは事業所を有する者又は市内に住所を有する者で、市内において引き続き1年以上同一事業を行っているもの。
- (4) 所有する市内の全事務所若しくは全事業所の直近の4月1日から3月31日までの温室効果ガス排出量の合計値が3,000トン未満であること。
- (5) 代表者又は役員等が、暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しないこと。

(※) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者のこと

## 補助対象事業

### 次の全ての要件を満たす事業

- (1) 省エネルギー設備等を導入すること。ただし、太陽発電システムのみを導入予定としている場合は、その他の省エネルギー設備等を1つ以上、併せて導入すること。
- (2) 設備は未使用品を導入すること。
- (3) 補助対象設備の導入後、補助対象設備を導入する事務所又は事業所の年間のエネルギー使用に伴う温室効果ガス排出量を1事務所又は事業所につき15%以上削減できる見込みがあること。または、太陽光発電システムの導入による削減を除き、年間のエネルギー使用に伴う温室効果ガス排出量を1事務所又は事業所につき3%以上削減できる見込みがあること。

※導入する補助対象設備の温室効果ガス排出量削減率（以下、「CO2 削減率合計値」という。）ごとに、以下の表の「○」の設備は補助対象事業として申請可能です。

CO2 削減率合計値	太陽光発電設備	その他の省エネ設備 (太陽光発電設備以外)
15%以上	○	○
3%以上～15%未満	×	○
3%未満	×	×

なお、導入する「省エネルギー設備等」は以下のものとします。

(提出書類「温室効果ガス削減効果に関する診断書」に記載されている設備に限る)

- ア 高効率ボイラー、潜熱回収装置その他の生産設備及びその附帯設備であって、省エネルギー効果の高いもの。
- イ 高効率空調設備、その他の建築設備であって、省エネルギー効果の高いもの。
- ウ 高反射率塗装、窓用日射遮熱フィルムその他の建築物外皮による空調負荷低減等の対策技術であって、省エネルギー効果の高いもの。
- エ 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備であって、設置された事務所又は事業所の省エネルギー化を主目的とするもの（自家消費率30%未満は不可）。

※上記の内、事業に直接使用しない設備は除く。

例) 従業員の休憩用に使用する冷蔵庫、電気ポット、テレビ等。

※LED照明は省エネルギー設備等には含まない。

導入設備等の確定に先立って、必ず以下のア又はイの対象診断機関により、温室効果ガス削減効果に関する診断を受けてください。その際作成された診断書は補助金の交付申請の際提出が必要となります。

#### 【対象診断機関】

ア 一般財団法人省エネルギーセンター

イ 本市の対象診断機関名簿に記載されている法人

◎イの法人で対象診断機関名簿※に記載されるには次の全ての要件に該当し、かつ、所定の対象診断機関届出書を本市へ提出する必要があります。

(ア) 経済産業省の省エネ診断事業（省エネお助け隊の診断、省エネクイック診断事業）を対象診断機関届出書の届出日から起算して過去3年以内に実施した実績のあること

(イ) 複数の専門職員から構成される省エネ診断事業担当部署を有すること

(ウ) エネルギー管理士の資格取得者が1名以上在籍していること

※対象診断機関名簿は、地球温暖化対策室 HP にて公開しており、

届出書確認後、随時更新します。



<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kurashi/kankyo/1011736/1003554/1015589/1015597.html>

※補助金申請する当該年度または前年度の「対象診断機関」の「国の省エネ診断事業（省エネお助け隊の診断、省エネ最適化診断、省エネクイック診断事業）」の診断書が、交付申請の際に使用可能です。但し、省エネお助け隊の診断のうち、岡山県を支援対象地域とする診断機関が令和6年度に作成した診断書は、対象診断機関名簿への記載の有無に関らず有効です。

#### 補助対象経費

- (1) 省エネルギー設備等に係る設備費及び工事費（撤去費は除く）。ただし、国等から補助金の交付を受ける場合は、その補助金の額を上記補助対象経費から差し引いた額とします。
- (2) エネルギーの見える化を図る設備（事務所若しくは事業所の全体のエネルギーの見える化を図るもの、又は本補助金を受けて設置する省エネ設備等のエネルギーの見える化を図るもの）の新規導入に係る設備費及び工事費（導入後の設備の利用に係る費用、電力会社のサービス活用に係る費用等を除く）。

## 補助金の額

---

### 補助率

- ・太陽光発電システム及び蓄電池システム以外の省エネルギー設備等

補助対象経費の3分の1（千円未満切捨て）

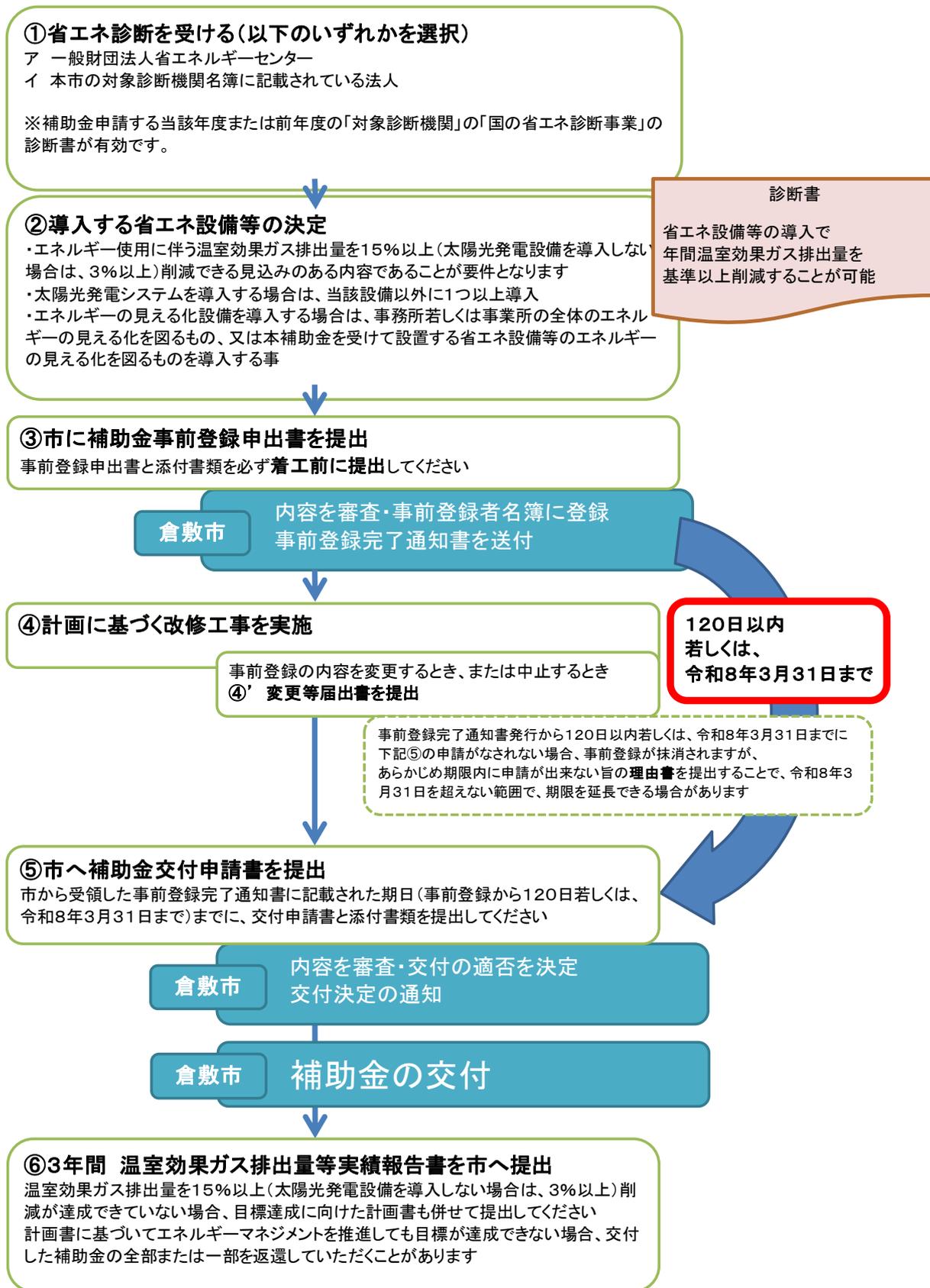
- ・太陽光発電システム及び蓄電池システム

補助対象経費の5分の1（千円未満切捨て）

### 上限額

300万円

## 申請の流れ



※事前登録通知書の通知日から120日後が令和8年3月31日を超える場合、令和8年3月31日が交付申請の期限になりますので、十分ご注意ください。

**提出書類 ※必ず令和7年度の様式で申請してください。**

各提出書類の様式は、以下のURLからダウンロードできます。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kurashi/kankyo/1011736/1003554/1015589/1015597.html>



**<事前登録>**

- 倉敷市中小企業者に係る省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付事前登録申出書（第1号様式）
- 誓約書(第2号様式)
- 登記簿謄本又は現在事項全部証明書(発行日から3か月以内のもの、個人事業主の場合は住民票)
- 直近の事業年度の決算書の写し
- 温室効果ガス削減効果に関する診断書（①または②の診断書に限る）
  - ①対象診断機関の令和7年度または令和6年度に作成された国の省エネ診断事業の診断書
  - ②省エネお助け隊の診断のうち、岡山県を支援対象地域とする診断機関が令和6年度に作成した診断書
- 見積書等の補助事業に係る費用の内訳がわかる書類の写し
  - ※導入する省エネ設備ごとに見積書を提出すること
- カタログ、仕様書等の設備等の仕様を確認できる書類
- 事業概要書（第3号様式）
- 2030年までの温室効果ガス削減計画書（第8号様式）
- 温室効果ガス排出量計算書（第4号様式）
- 事務所又は事業所ごとの直近の4月1日から3月31日までのエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量がわかる書類（月別の使用量等が明記された電気料金、ガス料金等の明細書等）

**<交付申請>**

- 倉敷市中小企業者に係る省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付申請書（第5号様式）
- 市税納税証明書（発行日から3か月以内）
- 登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行日から3か月以内）
  - ※事前登録申請書に添付したのから変更がなく、3か月を経過していない場合は、省略可。
- 直近の事業年度の決算書の写し
  - ※事前登録申請書に添付したのから変更がない場合は、省略可。
- 事業所等の位置図
- 省エネルギー設備等の設置場所が分かる配置図
  - ※太陽光パネル等、同様の型式を複数設置する場合については、必要に応じて配置図内の省エネルギー

ー設備等に、記号・番号を付けてください。

※導入前後で設備の設置場所が異なる場合は、導入前後の配置図を提出してください。

建物の外観写真

導入前後の状況が分かるカラー写真

※導入前後で同じ角度から撮影し、補助対象設備の全数が写るように撮影してください。

※写真の横に導入した設備の仕様や台数を明記してください。

(配置図で記号・番号を付けている場合は配置図と整合がとれる記号・番号を明記してください。)

※太陽光パネル等、同様の型式を複数設置する場合についても、全ての器具・パネルが写るように撮影し、全数が確認出来るように配慮してください。

※導入した機器の銘版等、型式等が確認できる写真を撮影してください。

(同じ型式を複数設置した場合は、型式毎に1枚撮影してください。)

※本補助事業以前に設置した見える化設備についても、設置状況及び型式等が確認できる写真を撮影してください。

売買契約書等の写し

領収書等の写し

請求書(第6号様式)

**<実績報告> ※メールでの報告も可能です。**

**※補助金を受け取った年度の翌年度から3年間、各報告年度の6月末までに前年度の実績を下記書類により報告していただきます。**

温室効果ガス排出量等実績報告書

温室効果ガス排出量計算書(令和7年度申請者用)

事務所又は事業所ごとの前年度の4月1日から3月31日までのエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量がわかる書類(使用量等が明記された電気料金、ガス料金等の明細書等)

見える化設備から出力した帳票等(本事業で見える化設備を導入した場合に限る)

**◆補助対象設備を導入した事務所又は事業所の年間エネルギー使用量に伴う温室効果ガスの削減基準を達成できなかった場合の追加書類**

温室効果ガス削減目標達成に向けた計画書

## 留意事項

---

- (1) 申請される方は、書類の記載事項や添付書類等に漏れがないかご確認ください。書類の不備等があると、受理できません。
- (2) 事前登録は、先着順です。
- (3) 事前登録申出書の内容を変更、中止される場合は、計画変更等届出書を提出してください。
- (4) 事前登録を受理し、**事前登録通知書を発行した日から120日後又は令和8年3月31日の提出期限を記載しますので、記載された提出期限内に交付申請書を提出してください。提出期限を過ぎた場合は、事前登録を辞退したものとみなし、登録を抹消します。**  
ただし、事前登録者の責めに帰さない理由等により提出期限内に提出できない場合は、事前に遅延理由書を提出してください。**令和8年3月31日を超えない範囲で**、一部期限の延長が認められる場合があります。
- (5) 「温室効果ガス削減効果に関する診断書」に記載されている省エネ設備等の導入が補助対象となるため、**「温室効果ガス削減効果に関する診断書」に記載されていない設備の導入は補助対象となりません**のでご了承ください。（エネルギーの見える化設備を除く）
- (6) 「温室効果ガス削減効果に関する診断書」に記載されている省エネ設備等の仕様や台数等と実際に導入する設備の仕様や台数等に相違がある場合、**実際に導入する設備による温室効果ガス排出量の削減効果を任意様式にて作成し、事前登録時に提出してください。**  
(高効率空調機の仕様変更など)
- (7) 事前登録や交付申請時に市に提出した書類は、実績報告等に必要となるため、必ず写しを保管しておいてください。

## お問い合わせ先

---

倉敷市 地球温暖化対策室

〒710-8565 倉敷市西中新田 640

電話：086-426-3394      F A X：086-426-6050

MAIL: [eptc-ontai@city.kurashiki.okayama.jp](mailto:eptc-ontai@city.kurashiki.okayama.jp)

WEB: <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kurashi/kankyo/1011736/1003554/1015589/1015597.html>

